大分市報

発行所　大分市役所
編集兼発行人
大分市役所代表者
三木　福寿
印刷所　高木印刷ＫＫ

地方税法の一部が改正
住民税も申告制に
市県民税の申告期限は3月20日まで

昭和三十七年度は地方税法の改正で住民税の課税方法が大きく変わりました。改正点の主なものは県民税の課税方式が変わつたことと期限内に申告書を提出しなかつた場合はいろいろな控除を受けられず、前年中同じ収入を得た人でも税額に大きな違いを生じ、大変損をすることになりますので、十分注意して必ず申告をするようにして下さい。

一、申告をしなければならない人

①昭和三十七年一月一日現在大分市に住所を有していた人。

②給与所得者の内で特別徴収（税金を毎月給料から差し引いて徴収する）を受けている人は申告書を提出する必要はありませんが次の人は必ず申告して下さい。

㋑給与所得のほかに配当、家賃譲渡（土地や家等を売つて得た所得）その他の所得のある人。

㋺給与所得者で昭和三十六年中に退職した人。

㋩給与支払者から給与支払報告書が二月末日までに提出されなかつた人。

㊁特別徴収を受けている人のうち県民税で雑損控除または医療費控除を受ける人。なおこの人は別に作つてある雑損控除または医療費控除申告書を提出して下さい。

二、住民税申告書の様式

①確定申告をする人は住民税の申告には普通様式の申告書（茶色刷り）を使用して下さい。

②確定申告をしない人は住民税の申告には簡易申告書（黒色刷り）を使用して下さい。

三、住民税申告書の提出方法

①税務署に所得税の確定申告をする人はその申告をされると同時に市県民税の申告書を市課税課又は近くの出張所へ提出するようにして下さい。

②確定申告をしない人は簡易申告書に必要事項を記入し、のり付けにして自治委員、出張所又は課税課に提出して下さい。

申告の用紙は自治委員、自治運営委員を通じて五日頃までにお届けしますが、もし申告書が十日までに届かない方やなくした方は市課税課、出張所又は自治委員の所に用意してありますので、それによつてご提出下さい。

四、申告相談所の開設

申告について不明な点は次により相談所を開設し、午前九時から午後五時までの間市職員がご相談に応じますのでご利用下さい。

相談日	場所
三月七日から三月二十日まで	市役所課税課
三月十一日から三月十五日まで	滝尾、八幡、東大分（萩原）各出張所
三月十六日から三月二十日まで	南大分　東大分（津留）日岡各出張所

桃園校区は後日自治委員を通じてお知らせします。

但し日曜日は除きます。

申告しないと損をします
諸控除が認められないため

前にも述べたとおり、地方税法の改正により住民税も申告制となり、期限までに申告しない場合は所得控除や税額控除が認められず余分に税金を負担しなければならなくなります。次にあげた諸控除についてよくご覧の上、三月二十日の期限までにお忘れなく申告するようにして下さい。

一、所得控除

㈠次の六種の控除はいずれも所得金額から控除して、残りの金額に税率をかけて税額を計算します。

1、県民税の計算上控除されるもの

◉雑損控除＝あなたが前年中に災害や盗難によつて資産に損害を受けたときは、その損失額（保険金などで補てんされた金額を差し引きます）が前年の所得金額の十分の一をこえる場合、そのこえる金額は所得金額から控除されます。（計算例①を参照）なお前年中の所得金額から引ききれないときは、その引ききれない部分は翌年以降三ケ年間に繰越して控除を受けることができます。

◉医療費控除＝前年中あなたや扶養親族が病気のため、あなたが支払つた医療費が、前年中の所得金額の百分の五をこえる場合そのこえる金額は前年中の所得金額から差し引き控除されます（計算例②を参照）ただし控除額は最高十五万円までです。

◉社会保険料控除＝あなたが前年中にあなたや扶養親族の社会保険料を支払つた場合、その支払つた金額は所得金額から控除されます。控除の対象となる社会保険には健康保険、厚生年金、日雇 労務者健康保険、失業保険、国民健康保険、国民年金保険その他の保険がありますが、大部分は給料から差し引かれるものです。

◉生命保険料控除＝前年中にあなたや同一世帯内の配偶者その他の親族を保険金の受取人とする生命保険の掛金を支払つた場合には、その金額は所得金額から控除されます。この場合支払つた保険料が一万五千円以内のときは支払つた保険料全額を、また一万五千円をこえる場合は一万五千円とそのこえる金額の二分の一との合計額（最高二万二千五百円）の金額を所得金額から控除します。

◉扶養親族控除＝あなたに扶養親族（生計を同じくしている配偶者、その他の親族で前年中の所得が五万円以下）がある場合はその数に応じて次の金額を所得金額から控除します。

一人の場合…七万円

二人以上の場合…一人が七万円で、一人ふえるごとに三万円を加えた金額。なお、所得金額五万円をこえる配偶者がある場合は第一順位の扶養親族は七万円でなく五万円になります。

◉基礎控除＝この控除は申告の有無にかかわらず一率に九万円を控除します。なお、給与所得者にかぎり、申告の有無にかかわらず、所得控除をする前に次の控除の計算をします。

㋑収入金額が四十一万円以下の場合、一万円と収入金額から一万円を控除した金額の十分の二の金額との合計額。

㋺収入金額が四十一万円をこえ七十一万円以下であるとき、九万円と収入金額から四十一万円を控除した金額の十分の一の金額との合計額。

㋩収入金額が七十一万円を越える場合は十二万円。

2、市民税の計算上控除されるもの

市民税の場合は基礎控除のみを所得金額から控除します。なお給与所得者にかぎり、県民税の給与所得者の計算方法に従つて更に収入金額の百分の五（二万円をこえるときは二万円）を割増控除します。

二、税額控除

1、市民税算定の際税額から控除されるものに次の三つがあります。

◉扶養親族一人について五百五十円（課税合計所得が二十万円以下で扶養親族が四人以上のときは一人について六百五十円）を所得割税額から差し引きます。但し次の事業専従者控除を受ける人はこの控除は受けられません

◉事業専従者控除として世帯に青色事業専従者給与額の支給を受ける者または白色事業専従者がある場合は、この人について次の金額（予定）を控除します。

㋑青色事業専従者＝一、一〇〇円

㋺白色事業専従者＝八〇〇円

なお事業専従者とはあなたと同一生計を営む十五才以上の親族で年間六カ月をこえ、もつぱらその事業に従事する者をいいます。

◉障害者控除としてあなたが身体障害者であれば五百五十円（予定）を所得割額から控除します。

2、県民税の算定の際は老年者、か婦、勤労学生、障害者その他の税額控除があります。

計算例

①（前年中の損失額）―（保険金などで補てんした金額）―（前年中の所得金額）×$\frac{1}{10}$＝雑損控除額

②（前年中に支払つた医療費の総額）―（健康保険等で補てんされた金額）―（前年の所得金額）×$\frac{5}{100}$＝医療費控除額（最高15万円まで）

以上市県民税（住民税）の申告の方法や申告の際の控除等についてそのあらましを述べましたが、あなたも「申告をしなければ損になる」ということがおわかりになつたことと思います。

申告はあなたの利益を守る上からも必要なことで、期限までに資料を十分整えて正しい申告をして下さい。

寄付のお礼

このたび市社会福祉協議会は次の方々から香典返しにかえて、金一封のご寄付をいただきましたので、紙上をかりてそのご芳志のほど厚く感謝しますとともに、故人となられた方のご冥福を心からお祈り申し上げます。

大道五丁目六組	矢野　数馬殿
長浜南六組	安倍鶴来田殿
浜町南一組	井口　哲応殿
今津留一組	佐藤シズヱ殿
大道一丁目	園田　太一殿
勢家九組中	工藤　亀彦殿
本町四丁目（マート）	高橋源六殿
古国府花園	池辺　紀夫殿
東萩原九組	木村　裕一殿

職員採用試験を実施

市では次により自動車運転者三名、汚物清掃作業員（A）九名、掃除作業員（B）一名を採用しますので希望者は市総務課人事係に申しこんで下さい。

一、申込資格

①運転者＝昭和三十七年四月一日現在満二十五才以下の者で大型二種運転免許を取得している者

②作業員A＝旧高等小学校、新制中学校を卒業した者で、昭和三十七年四月一日現在満十八才以上四十五才以下の者、ただし男子に限ります。

③作業員B＝旧高等小学校、新制中学校を卒業した者で昭和三十七年四月一日現在満四十才以下の者、ただし女子に限ります。なるべく大分市民の受験を希望します。

二、受験手続き及び受付

①申し込み用紙は総務課人事係で交付しますが、郵便の場合は封筒の表に「採用試験申込用紙請求」と朱書し、十円切手をはつてあて先明記の返信用封筒を同封して下さい。

②受験票は申込用紙の受付と同時に交付しますが、この受験票に最近六ケ月以内に撮影した写真（上半身正面向き、名刺型）をはつて第一次試験当日持参して下さい。

③申込の受付期間は三月一日から三月十日までです。

三、試験

①第一次試験＝三月十三日午前九時から上野丘中学校で行ないます。試験内容は一般教養試験と運転者には交通法規の試験をあわせて行ないます。

②第二次試験＝三月中旬頃実地試験（運転者のみ）、作文、口述試験、身体検査（ただし身体検査は第二次試験合格者のみ）を行ないますが、日時場所については後日第一次試験合格者に通知します。

四、給与

初任給額（予定）は運転者一〇五〇〇円、作業員九、七〇〇円ですが、これを基本として経験年数により加給するほか、市の給与条例の定めるところにより諸手当を支給します。

第一次、第二次試験および身上調査の結果に基づいて最終合格者を決定し、三月下旬に合格者に通知します。

ラジオ放送
「大分市政だより」の放送時刻が変わります

これまで毎日曜の午前十時四十五分から十分間「大分市政だより」がOBS大分放送から放送されていましたが、今度三月四日の放送から五分間遅れて午前十時五十分から十分間放送されることになりましたのでお知らせいたします

三月四日から午前十時五十分には一〇〇〇キロサイクルに合わせて下さい。

37年度
個人事業税の申告は
三月二十日まで

一　個人の事業税

昨年地方税法の一部が改正されて今年の申告から適正に記載された申告書を法定期日の三月二十日（ただし廃業等の場合は廃業の日から一カ月以内です）までに提出するよう義務づけられました。従つてもし三月二十日までにこの提出を怠ると次の諸控除が認められなくなり、大変不利な課税を受けることになります。

なお従前は税務署に確定申告等をして所得額が決つた人は事業税の申告を必要としませんでしたが、本年からはどのような人もすべて事業税の申告をしなければ、所得税に認められた諸控除も事業税では認められませんので特に注意して下さい。

・諸控除とは

1、損失の繰越控除（青色申告者のみ）

2、被災棚卸資産の繰越控除（すべての人に認められます）

3、雑損控除（すべての人に認められます）

4、事業専従者控除（専従者一人について青色申告者八〇、〇〇〇円、白色申告者五〇、〇〇〇円を限度とします。）

・申告書の配布と提出

申告用紙は大多数の人に郵送しすでにお手許に届いていることと思いますが、廃業、開業等の人、あるいは自分で所得計算をしてみて申告した方が良いと思われる人は、県税事務所に用紙を準備してありますので申し出て下さい。

また申告書の提出は大分県税事務所へ郵送あるいはご持参下さい。

二　個人の県民税

個人の県民税は個人の事業税と同じく三月二十日の申告期限までに申告書を提出しないと、諸控除の適用がなくなります。なお申告書の用紙は市役所から配布しますので、県市民税で一枚の用紙に記入して市役所に提出して下さい

東八幡地区の皆さんへ

昨年の夏季は東八幡地区の皆さんには水道の水が出ないで大変ご迷惑をおかけいたしました。

それまで市では一昨年には50ミリメートルの鉄管を約七〇〇メートル布設、又昨年はポンプを設置するなど努力してまいりましたが十分な成果があがらず今日にいたりました。

然しながら、今年の夏季には、このようなことの起らないように高台に配水池を設置する計画をたてています。

従つて、三月に開かれる市議会で議決されれば直ちに工事に着手し、今年の夏季までには完成させ十分給水出来るようにしたいと考えていますので、それまでお待ち下さるようお願いいたします。

別府の局番が変わります
別府「〇四九」・亀川「〇四八」

電々公社では指一本でどこでも呼び出せるようにいろいろと電話設備の近代化をすすめていますが大分電話局でもただいま全国に通用する市外局番装置をとりつけ中です。

この装置ができあがりますと、現在別府局番につかつている「〇九」は九州地方の呼出番号になります。このため、これまで使つていた別府局番「〇九」が三月四日午前〇時から次のとおり変わることになりましたので、まちがいのないようご利用下さい。

◎市外局番

別府…「〇四九」

亀川…「〇四八」

三月四日以後は大分から別府に電話をするときは新しい局番をダイヤルすると、別府局の交換手が応答しますので、相手の番号をつげて下さい。すぐに相手につながります。

電話料金は今までと同じで一通話十四円ですが、特に正確な通話料金を知りたいとき、公衆電話を利用する場合の取扱いは従来どおり「一〇〇」をダイヤルして大分局を呼び、別府へ通話して下さい。

転居届は郵便局へも

三月から四月にかけては、卒業、進学、就職、転勤等で住所の移動が特に多くなりますので、住所の変わつた場合は、旧住所の配達受持郵便局へ転居届けを出すようにして下さい。届出がないと、旧住所への郵便物が新住所に転送されないことがありますのでお忘れなく。

1住所が変つて移転する場合は必ず郵便局へも転居届を出して下さい。

2アパートや同居人も表札や受箱を作つていただくと配達が正確になります。アパートや寮、あるいは同居者の方あての郵便物は不正確になりがちですから、管理人や同居先とよく話しあつて、自分の表札や受箱を作るようにして下さい。

交通事故をなくそう

道路を横切るときは左右をよく見て渡りましょう

道路の横断

道路を横断するときは、歩行者にとって一番危いときです。

昨年中、大分市内で横断していた歩行者が二人死亡し五三人が重軽傷を負っています。そこで道路横断はどうしなければならないかを申し上げ、悲惨な交通事故をなくしたいと思います

横断歩道は歩行者の安全地帯

昭和通、中央通など交通量の多い道路には、横断歩道を沢さんつくっています。

横断歩道では、歩行者に絶対優先権が認められ、運転者のみに一方的に強い注意義務が課せられています。

歩行者は横断歩道の近く（おおむね五〇米以内）では横断歩道を横断するように義務づけられていますが、運転者は、横断歩道を歩行者が通っているときは、その状態に応じて、車を一時止めるか、徐行するなどして歩行者の横断を妨げないようにしなければならない注意義務を要求されています。ですから歩行者は、横断歩道を横断することが、自分の身を守ることになります。

若し不幸にして横断歩道でハネられたときは、他の場所を横断していてハネられた場合と違い、被害者には何等の責任もありません

しかし運転者には弁解の余地が全くなく一方的に責任を負わなければなりません。そこでこの場合被害者の運転者に対する要求も思い切り大きく出来ることになります。

こういった利害関係も考え合わせて、少し位い遠廻わりになっても横断歩道を通ることが賢明です

横断歩道のないところでの横断

横断歩道は、むやみやたらに沢さんつくるわけにはゆきません。何故なら、横断歩道を無数につくると車の運転者が、この横断歩道を軽視し出すからです。

それで付近に横断歩道のない道路もあります。このような道路で横断する場合には歩行者側にも注意義務があります。歩行者は左右をよく見て安全を確かめ、道路と直角に横断しなければなりません

次のような道路の横断は、自殺行為に近いといっても言い過ぎではないと思います。

(1)斜め横断

斜め横断は、危い車道に自分の身を長くさらすことになります。

また、斜めの場合は、一方から来る車の状態はわかるが、他方からの車の状態がよくわかりません。

そのため事故にかかりやすいことになります。左右の安全を確かめつつ横断できる直角横断を励行するようにしましょう。

(2)車のすぐ前や後からの横断

昨年横断中に事故にかかった歩行者の八〇%は、車のすぐ前や後から横断したためのものです。

例えば、皆さんがバスから降りて、その直前から横断にかかる―この場合、停車中のバスを追越そうとする車側には、皆さんがバスの陰になって全く見えないのです不注意に横断すればその車にハネられてケガをすることに間違いなしです。

停車中の車だけでなく進行中の車の直前や直後を横断するのも同じ結果になります。絶対にやらないようにしましょう。

むすび

車の運転者が十分注意して安全運転をしなければならないことはもちろんですが、車の運転者だけを責めることは出来ません。まずお互いに他人を責める前に、自分は正しく道路を通っているかを反省してみる必要があると思います

歩行者が正しく、自転車乗りが正しく、運転者が正しくお互いが正しい交通のルールを守れば、交通事故は絶滅できると思います。

写真＝横断歩道を歩いている人々

百日せき ジフテリアの予防接種

市では百日せき、ジフテリアの第二回、第三回の予防接種を次の日程で行ないますので、近くの場所で受けて下さい。

一、該当者

①生後三ケ月から六ケ月の乳児（初回免疫として三回接種）

②初回接種後一年から一年六ケ月の幼児（追加免疫として一回接種）

二、接種できない人

有熱患者、心臓血管系、肝臓腎臓に疾患のある者、糖尿病、脚気その他医師が不適当と認める疾患のある者

三、料金

①初回免疫として三回予防接種をする方は一二〇円ですが、すでに一回接種した方は支払いずみのことと思います。

②追加免疫として一回接種を受ける方は五〇円です。まだ接種を受けていない方は第二回第三回いずれかのうち一回接種を受けて下さい。

四、その他

第一回目に何かの都合で接種を受けられなかつた方は第二回の接種日に第一回の接種を受けて下さい。くわしくはそのとき受付におたずね下さい。

第二回	第三回	実施場所
三月六日	三月二十七日	桃園、日岡、東大分、津留各小学校
三月七日	三月二十八日	住吉、長浜、金池、滝尾各小学校
三月八日	三月二十九日	春日町、八幡、神崎各小学校
三月九日	[illegible]十日	中島、大道、南大分、荷揚町各小学校

自衛官を募集

防衛庁では昭和三十七年度の第一次二等陸、海、空自衛官を募集しています。

申込受付は三月一日から五月三十一日まで、応募資格は満十八才以上二十五才未満の男子で、中学校卒業程度の学力のある者となっています。希望者は市役所市民課にお問い合わせ下さい。

緑の羽根で緑化運動

緑の週間はじまる

山の緑、街の緑、校庭の緑、職場の緑、家庭の緑、緑は私達生活のいこいの場です。国土を緑に染めてこそ、真に文化の高い平和国家だといえましよう。

三月一日から始まる「緑の週間」や「緑の羽根」募金は、一人でも多くの方々にご協力を願って、緑の平和国家を築こうと全国的に繰り展げられる国土緑化運動の一環事業であります。

緑の羽根を胸につけて、貴方の庭に、職場に、校庭に、野に山に記念の植樹を是非行なつて頂きたいと存じます。

緑の羽根は昨年と同じように学校や婦人会、或は会社、工場等を通じて募金することに致しておりますので、趣旨をおくみ取りの上、絶大なるご協力を切にお願い致します。

（大分市緑化推進委員会）

3月 4月
第2次
原野造林推進
緑化運動
緑の羽根募金

無料健康相談

成人病の予防週間

大分保健所では三月五日から十日までの成人病予防週間の行事として、四十才以上の方を対象に無料検診、講演会等を行ないます。

ご承知のとおり近年は脳卒中、がん、心臓病等成人病で死亡される方が毎年毎年増加しています。特に壮年期にある方は今後の健康管理に充分注意され、この際に検診を受けられるようおすすめします。

一、無料検診

週間中毎日午後一時から三時まで（十日の土曜日は午前九時から十一時まで）保健所で血圧測定、肝臓、腎臓、糖尿などの検診を行ないます。

二、講演会

演題　成人病について

講師　県立病院成人科部長
　　　小村　一寿氏

日時　三月七日午前十時から

場所　保健所会議室

最近結核その他各種の伝染病疾患による死亡数は著しく減少したのに反して、悪性新生物（がん等）高血圧症、心臓病など成人病による死亡者は増加の一途をたどっています。

成人病中でも、高血圧症は食生活ととくに関係が深く、冬から春先にかけて血圧が高くなつたり高血圧症を悪化したりするのも食生活に原因するものです。

冬は新鮮な野菜が乏しく、農村などでは塩辛い漬物や塩蔵物等をたくさん食べる結果、ビタミンCの欠乏と塩分過剰のため動脈が硬化し、高血圧になりやすくなります。

また過食とくに穀類の食べすぎ脂肪分（とくに動物性脂肪）のとりすぎも高血圧や心臓疾患の原因となるし、獣肉類、刺激の強い香辛料やコーヒー、濃い茶、酒類も高令者はひかえたいものです。

三月三日は「耳の日」

子供の耳に注意しよう

三月三日は「耳の日」です。これは昭和二十八年五月大分県が耳の愛護運動の必要性を感じ、全国にさきがけて児童福祉大会に提唱し、三月三日を「耳の日」と決めたのです。耳はアンテナ知識の窓といわれるように人間の知識の大部分は耳で聞くことと話すことによつて得られるのです。もしかりにあなたの耳が聞えない従つて話すこともできないとして家族と一緒に暮らしているとしてみてください。みんなが何を話し何を笑つているのかわからないとしたら淋しさのため一時も早く音のない世界からぬけだしたいと思うことでしよう

しかしこうした世界に住むことをよぎなくされたろうあ児が世間にあんがい多いのです。現在あけぼの寮（市内上野）にはこうした児童が県下から約二三〇名入寮して特殊教育を受けています。あけぼの寮では三月三日の「耳の日」をこのような不幸な子供たちのたのしい慰安の日とするため、関係者多数を招待して、作品展示会や懇談会映写会等いろいろな行事を行なうことにしています。

世の中には「ろう」ではないがその一歩手前のよくきこえないといつた難聴児はかなり多いようです。子供さんの中に呼ばれて返事をしなかつたり、ラジオをきくとき耳をもつていつたり、音を高くしたりするなど聴力に異状があるのではないかと思われるときは、早目に医師の診断を受けることが大切です。

未届けの方は至急届出を

国民健康保険の被保険者の資格についてはすでに御承知のことと思いますが、今日では、国民皆保険となり日本国民であれば誰でも医療保険の適用を受ける権利があります又加入の義務があります。

従つて、職場の健康保険などの適用がない方は全部市の国民健康保険の資格があります。

事業所を退職した方、年令や学校卒業等のため社会保険の被扶養者を取り消された方、又は転入されて未届の方など、市内に居住して、何らの保険証のない方は、至急国民健康保険の資格の届出をして下さい。

国民健康保険課では、昨年以来こうした方の適用もれのないよう各町内について調査を進めていますので、未届の方は、至急市民課窓口係か、近くの市役所出張所にお届け下さい。

小児マヒ 生ワクチンを投与

投与のときは時間を守ること

今回小児マヒ予防のため液状生ワクチンの第一回（I型）投与が実施されますが、つぎのことをご注意の上投与場にお出で下さい。

一、該当者

昭和三十七年三月一日現在生後三ケ月以上（昭和三十六年十一月三十日以前出生者）小学校六年生までの希望者（ただし昨年「生ワクチン」を飲み「ソークワクチン」三回接種済の方は対象外です）

二、料金は無料

三、投与日携行品

㋑一才未満は母子手帳

㋺古新聞紙等（履物を包むため）

㋩投与申込書＝未就学者には個人あて配布しますので、事前に記入すべき事項は必らず自宅で記入しておいて下さい。

なお、小学生には学校経由配布しますので記入後は学校の指示により提出し投与を受けて下さい。

四、投与を受けてはいけない人

発熱又は下痢等を伴う急性の病気、重症の結核、心臓血管系の病気にかかつている人、病後衰弱者、著しい栄養障害の人その他医師が投与を不適当と認めた人

五、投与を受けられなかつた人に対しては保健所で後日日を定めて実施の予定です。

六、日程は個人あて別送しますが混雑を避けるため町別に時間割をしてありますので必らずお守り下さい。第二回（ⅡⅢ型）投与日は未定ですが決定次第市報等でお知らせしますので、第一回日程の実施日のみ書替え時間割はそのままご利用下さい。

なお第一回校区別投与日時はつぎのとおりです。

投与月日	校区	場所
三月　五日	春日、八幡、神崎	各小学校
〃　六日	滝尾、金池、	
〃　七日	南大分、大道	
〃　八日	津留、長浜、	
〃　九日	桃園、日岡、東大分	
〃　十日	荷揚、中島、住吉	

投与時間は午後一時－四時
ただし神崎校区のみ午後一時－三時

市税滞納による公売

市税滞納処分により差し押えた財産をつぎにより公売しますので希望者は入札に参加して下さい。

一、入札日時　昭和三十七年三月十三日午前十時

二、入札場所　大分市役所納税課

三、入札方法　一般競争入札

四、売却決定　昭和三十七年三月二十日午前十時

五、代金納付　昭和三十七年三月二十日午前十時

六、公売財産　別表のとおり

七、その他くわしいことは納税課換価班にお問い合せ下さい。

公売財産の表示	最低見積価額
①電話加入権 大分局②四二八九番	九〇、〇〇〇円
②〃　〃 大分局②三二七六番	九〇、〇〇〇円
③〃　〃 大分局②五〇一四番	九〇、〇〇〇円

県別府職業訓練所

入所生を募集

大分県別府職業訓練所ではただいま入所生を募集しています。この訓練所は中学高校の新卒者や失業者または転職をしようとする人で技術を身につけたいという人を立派な一人前の技術者に仕立てる所です。同所は国の法律にもとずいて国と県の費用で運営されていますので内容が充実しているほか授業料が不用、一ケ年の短い期間で技術を取得できる、卒業後の就職のあつせんなどいろいろな利点があります。入所希望者は三月十五日までに同所へ申し込んで下さい。入所願書は同訓練所または職業安定所に用意してあります。（郵送の場合は十円切手同封のこと）なお募集人員は竹工芸科三十名、洋裁科三〇名で、三月二十九日同所で入所の選考を行ないます。

洋裁生を募集

一、遺族会洋裁研究所

市内南春日町の遺族会内にある洋裁研究所では四月に入所する生徒を募集しています。希望者は至急同所に申し込んで下さい。入所についてのお問い合せは二〇円切手を同封して同所へ申し込んで下さい。

二、大分洋裁授産所

市内中島三条にある大分洋裁授産所では本年入所する洋裁生を募集していますので、希望者は至急同所に申し込んで下さい。入所案内をご覧になりたい方は二〇円切手を封入して同所へ申し込んで下さい。